

# 「海上運送の電子的権利移転の重要な転換に向けて：電子的運送記録利用の促進における法的手段の役割」

李, 彦虎

<http://hdl.handle.net/2324/1866249>

---

出版情報：Kyushu University, 2017, 博士（法学）, 課程博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏名	イ オンホ			
論文名	TOWARDS CRITICAL MOMENTUM IN THE ELECTRONIC TRANSFER OF RIGHTS IN CARRIAGE BY SEA: ROLE OF LEGAL INSTRUMENTS IN FACILITATING THE USE OF ELECTRONIC TRANSPORT RECORDS (「海上運送の電子的権利移転の重要な転換に向けて: 電子的運送記録利用の促進における法的手段の役割」)			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	ペイヨヴィッチ・C
	副査	九州大学	准教授	アーツル・S
	副査	九州大学	准教授	韓 相熙

## 論文審査の結果の要旨

電子商取引（E コマース）の出現は、我々が国際取引のために行う貿易およびコミュニケーションの方法に重大な影響を及ぼした。E コマースの一つの重要な特徴は貿易関連書類を「電子化」という点であり、これにより貿易関連データの電子的交換が可能となった。船荷証券は海上物品運送のために使われる重要な貿易書類であるものの、このような「電子化」の流れにかなり遅れをとっている。もし今後ペーパーレスの貿易が本格化するのであれば、本論文が取り上げているテーマ、すなわち「電子船荷証券」は一挙に注目を集めることになるのであろう。

電子船荷証券の広い使用を妨げている最も難しい問題は、「権利証券機能」という、船荷証券の特別な機能から派生する。権利証券は証券の所持者に対象物を占有するための法的権利を与えるので、権利証券の移転は物品占有の権利を移転する効果を持つ。また、物品を占有する権利は「物理的に占有および移転可能な有形物」に限られるので、その機能を電子記録を通じて実現することには法律上および慣行上様々な問題が生じてきた。特に、「占有および移転」と同様な諸機能をもつ「電子船荷証券システム」を創り出すためのいくつかの試みがなされてきたが、ほとんどの既存の法的レジームは「電子記録による権利移転」を認めるようにはデザインされてこなかった。

本論文は、法制度の重要性を軽視する多数説と異なり、電子船荷証券が広く使われていない主な理由の一つが「十分な法的体系の欠如」であるということを前提としている。本論文はまず初期の試みのほとんどが失敗に終わった理由を分析したあと、新しい電子システムを採択するために決定的に重要な諸要素を明らかにしている。本論文は、このような分析に基づいて、国際貿易にかかわる当事者らに、電子船荷証券が伝統的な船荷証券と同様の機能を果たし同様の効果をもたらすということを信頼してもらうためには、法制度が非常に重要であることを指摘している。この数十年間、電子船荷証券システムは発展してきているにもかかわらず、既存の国際的な法的レジームが電子船荷証券の使用を促すのに失敗し、未だ電子船荷証券が広く使用されていないという事実は、新しい法的規制の必要性を裏付けている。このような状況により、「電子船荷証券による権利移転」への不信は長引いており、法的障碍は実質的かつ深刻な問題となっている。

本論文は、海上物品運送で行われる権利の電子的移転において、新しい法的文書が信頼醸成に必要な効果的メカニズムを提供することができるか、という問題を調査することを目的としている。

そのために、本論文は二つの国際的な法的文書、すなわち、「国連海上物品運送条約」（所謂「ロッテルダム・ルール」、2009）と「UNCITRAL 電子的移転可能記録モデル法」（所謂「UNCITRAL モデル法」、2017）について綿密な分析を行っている。

本論文は、電子運送記録と関連する「ロッテルダム・ルール」の諸条項についての包括的かつ徹底的な分析を行っているが、このような分析は先行研究では十分に行われてこなかった。本論文は、より正確かつ均衡のとれた解釈を提示するために、関連条項の潜在的な問題に関する著名な権威者らの様々な意見を検討している。本論文は「UNCITRAL モデル法」の法条文を分析しその影響を評価した最初の論文の一つであり、そのクリティカルな視点は、電子運送記録の使用における「UNCITRAL モデル法」の役割に関する今後の議論に貢献しうるものと思われる。本論文は、UNCITRAL のほかの関連条文およびこの5年間ワーキング・グループで行われた議論を追跡することによって、電子記録の権利移転に求められる諸条件を綿密に検討すると同時に、現存するほかの法的文書および電子船荷証券システムと比較しながら、モデル法が提示する法的条件又は基準の限界と可能性を明らかにしている。

本論文の最も重要な貢献は、二つの核心たる法的文書（すなわち、「ロッテルダム・ルール」と「UNCITRAL モデル法」）各々の批准または立法の状況を踏まえながらいくつかの異なる「シナリオ」を提示していることである。本論文は、権利の電子的移転にかかわる当事者と電子船荷証券産業に及ぼす潜在的な法的効果および影響に基づいて、各々のシナリオに対してクリティカルな評価を下している。また、各評価においては、当該シナリオの欠点を改善し、究極的には電子運送記録のより普遍的な使用を達成するための提言と代案を提示している。このような仮説的なケース・シナリオは、二つの法的文書の適用が必ずしも一貫した法的結果をもたらさない状況がありうること、そしてそのような結果を避けるためには各当事者が契約締結の際に一定の重要条項を明白にしておく必要があることを明らかにしている。

本論文は、いずれのシナリオが実現しても有用な、電子運送記録使用のための参考を提供する一方で、それらのシナリオのうちで、「UNCITRAL モデル法」が十分な法的安定性を与え、したがって電子運送記録の使用を促進できる、最も実現しそうなシナリオに重点を置いている。特に、本論文は、電子運送記録を使用せずに権利の移転が可能の一つのアプローチを提示することによって、二つの法的文書が批准または立法されない場合においても、論文としての価値を維持することができるとと思われる。本論文はまた、そのアプローチに対する既存の障害物を除去できるような将来の発展を考慮にいれつつ、運送品処分権移転の可能性を客観的に評価するためにその限界と潜在力を明らかにしている。

以上から、調査委員の全員一致により、本論文は博士（法学）の授与に値するとの結論に達したものである。